

兵庫県公報

平成29年4月7日 金曜日 第2889号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成29年近畿地方整備局告示第38号）（道路街路課）	1
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成29年近畿地方整備局告示第39号）（同）	2
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成29年近畿地方整備局告示第58号）（同）	2
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	3
○ 臨港地区の分区の指定（港湾課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
公 告	
○ 落札者等の公示（広報課）	5
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（建築指導課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	9
○ 同 上（同）	9
病院局公告	
○ 兵庫県立ひょうごこころの医療センターホームページ再構築業務の委託に係るプロポーザルの実施（県立ひょうごこころの医療センター）	10

告 示

兵庫県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

後川土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

監 事

内 藤 喜久一

篠山市後川中62番地

~~~~~

### 兵庫県告示第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成29年近畿地方整備局告示第38号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

3.4.8号朝霧二見線

3 事業施行期間

平成19年10月26日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第413号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成29年近畿地方整備局告示第39号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

3.2.80号沖浜平津線

3 事業施行期間

平成20年11月13日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第414号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成29年近畿地方整備局告示第58号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.5.85号園田西武庫線

3 事業施行期間

平成23年3月23日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第415号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 4 月 7 日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 4 月 7 日から 2 週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名    | 道 路 の 区 域                                          |    |                  |               |    |
|-----------------|----------------------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                 | 区 間                                                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>大 沢 西 宮 線 | 西宮市山口町下山口 3 丁目541番 1 から<br>同 市山口町下山口 3 丁目541番 1 まで | 旧  | 22.0から<br>24.0まで | 32.0          |    |
|                 |                                                    | 新  | 21.0から<br>22.0まで | 32.0          |    |



**兵庫県告示第416号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第 1 項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 4 月 7 日

相生港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 臨港地区の名称  
西播都市計画臨港地区
- 2 分区の区分及び土地の区域  
西播都市計画臨港地区相生港臨港地区

| 分区の区分  | 土地の区域         |
|--------|---------------|
| マリーナ区  | 相生市相生六丁目及び字小丸 |
| 修景厚生港区 | 相生市相生六丁目及び字小丸 |
| 漁港区    | 相生市相生六丁目      |
| 商港区    | 相生市相生字小丸      |



**兵庫県告示第417号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第 1 項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 4 月 7 日

赤穂港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 臨港地区の名称  
西播都市計画臨港地区
- 2 分区の区分及び土地の区域

西播都市計画臨港地区赤穂港臨港地区

| 分区の区分 | 土地の区域                                          |
|-------|------------------------------------------------|
| 商港区   | 赤穂市加里屋字東沖手及び字綱崎並びに同市中広字東沖並びに同市折方字恋濱並びに同市鷗和字恋ノ濱 |



**兵庫県告示第418号**

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。  
 なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び但馬県民局豊岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月7日

竹野港港湾管理者  
 津居山港港湾管理者 兵庫県  
 代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- 1 臨港地区の名称  
豊岡都市計画臨港地区
- 2 分区の区分及び土地の区域
  - (1) 豊岡都市計画臨港地区竹野港臨港地区

| 分区の区分 | 土地の区域                    |
|-------|--------------------------|
| 漁港区   | 豊岡市竹野町竹野字賀島、字浜岡、字下町及び字西町 |

- (2) 豊岡都市計画臨港地区津居山港臨港地区

| 分区の区分 | 土地の区域                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 漁港区   | 豊岡市津居山字東浜、字中井戸、字寺町、字八幡町、字鶴穴町、字新田、字七島及び字城戸並びに同市瀬戸字小浜、字新町、字上住及び字鳥ヶ鼻並びに同市小島字作り、字下り松及び字外浜 |
| マリーナ区 | 豊岡市気比字網巻                                                                              |



**兵庫県告示第419号**

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。  
 なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び但馬県民局新温泉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月7日

柴山港港湾管理者 兵庫県  
 代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- 1 臨港地区の名称  
香住都市計画臨港地区
- 2 分区の区分及び土地の区域  
香住都市計画臨港地区柴山港臨港地区

| 分区の区分 | 土地の区域                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 漁港区   | 美方郡香美町香住区浦上字ナイソ並びに同区上計字中津井、字城山及び字新浜並びに同区沖浦字竹ノ内、字カシヤシ、字ツルベバナ、字向尾、字濱田及び字柴山 |

公 告

**落札者等の公示**

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る業務名称

- (1) 平成29年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（姫路市の一部）
- (2) 平成29年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（宝塚市）
- (3) 平成29年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（三田市）

2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地

兵庫県企画県民部広報課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成29年1月19日

4 落札者の名称及び住所

- (1) らいふ広告 姫路市豊富町豊富400-1
- (2) ジャパンメッセンジャーサービス株式会社 伊丹市大鹿6丁目68番地
- (3) ジャパンメッセンジャーサービス株式会社 伊丹市大鹿6丁目68番地

5 落札金額

- (1) 15,342,048円
- (2) 7,076,937円
- (3) 3,227,040円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成29年1月6日



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地             | 面 積<br>(㎡) | 地 目  | 予定価格<br>(千円) | 入札保証金<br>(千円) |
|----------|-------------------|------------|------|--------------|---------------|
| ア        | 豊岡市塩津町366番1ほか     | 392.36     | 宅地ほか | 10,947       | 1,095         |
| イ        | 豊岡市出石町弘原字元七軒町71番2 | 266.41     | 宅地   | 3,834        | 384           |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例による

こととされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

平成29年4月7日（金）から同月24日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成29年4月7日（金）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成29年4月24日（月）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話（078）341-7711 内線2550・2655

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

平成29年5月11日（木）午後1時から同月18日（木）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上

#### (3) 開札日時

平成29年5月18日（木）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阪急西宮ガーデンズ

所在地 西宮市高松町100番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 阪急電鉄株式会社

住所 大阪府池田市栄町1番1号

代表者の氏名 中川喜博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 阪急電鉄株式会社

住所 大阪府池田市栄町1番1号

代表者の氏名 角和夫

イ 変更後

名称 阪急電鉄株式会社

住所 大阪府池田市栄町1番1号

代表者の氏名 中川喜博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

株式会社阪急阪神百貨店

大阪市北区角田町8-7

新田信昭

イズミヤ株式会社

大阪市西成区花園南1-4-4

林紀男

上新電機株式会社

大阪市浪速区日本橋西1-6-5

土井栄次

ほか177者

イ 変更後

| 名称          | 住所              | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------|---------|
| 株式会社阪急阪神百貨店 | 大阪市北区角田町8-7     | 荒 木 直 也 |
| イズミヤ株式会社    | 大阪市西成区花園南1-4-4  | 四 條 晴 也 |
| 上新電機株式会社    | 大阪市浪速区日本橋西1-6-5 | 中 嶋 克 彦 |

ほか137者

- (3) 駐輪場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- (4) 荷さばき施設の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- (5) 廃棄物等の保管施設の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- (6) 駐車場の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

入口2箇所、出口4箇所、出入口1箇所

イ 変更後

入口3箇所、出口4箇所、出入口1箇所

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年3月1日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成29年3月1日ほか
- (3) その他  
平成30年6月1日

5 届出年月日

平成29年3月10日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成29年4月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成28年8月7日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 認 定 番 号           | 認定年月日<br>(平成年月日) | 一団地の区域                     |
|-------------------|------------------|----------------------------|
| 第H28北播団連<br>0001号 | 29. 3. 24        | 加西市北条町東南字岩ヶ鼻69番2、74番1、74番4 |



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字大開3037番1、3039番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤 田 勝 幸
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年1月10日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-27号（28高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市細川町中里字モミノ木1033番から1040番まで、1040番1、1041番  
同 市細川町中里字奥山1042番、1042番1、1043番から1047番まで  
同 市細川町中里字ムクロジ1048番1から1048番3まで、1049番1、1049番2、1050番、1051番1から1051番3まで  
同 市細川町中里字岩谷1052番から1054番まで、1054番1、1070番  
同 市細川町中里字京ヶ岡1839番25、1839番26、1839番115から1839番126まで、1839番148、1839番149  
同 市細川町中里字南山1840番3から1840番20まで  
同 市細川町垂穂字イヤノ谷661番9、661番66から661番71まで、666番から675番まで  
同 市細川町垂穂字数ヶ谷852番10、852番49、852番51、852番53  
同 市細川町垂穂字楨山853番1から853番4まで、854番、855番、856番1から856番3まで、875番、876番、876番1から876番3まで、877番、877番1、877番2、878番から882番まで、882番1から882番5まで、883番、884番、884番1、884番2、885番、885番1、886番、886番1から886番4まで、887番から890番まで、890番1、890番2、891番、892番、893番1から893番3まで、894番3、894番8から894番10まで、894番12から894番14まで、894番18、894番22から894番24まで、894番26、894番28、894番29、894番30の一部、894番31、894番39から894番47まで、894番49から894番53まで、894番57、894番60の一部、894番65、894番71から894番79まで、894番86から894番95まで、894番101、894番113、894番116、894番117、894番119、894番123から894番128まで、894番131から894番134まで、894番139、894番140、894番147、894番153から894番156まで、894番158から894番160まで、894番163、894番166から894番168まで、894番176から894番186まで、894番193から894番204まで、894番206、894番213から894番227まで、894番230から894番234まで、894番239から894番243まで、894番246、894番253、894番258から894番262まで、894番264から894番268まで、894番270、894番271、894番278、894番284、894番285、894番287から894番292まで、894番388から894番440まで、894番463から894番470まで、894番476から894番478まで、894番480から894番483まで、894番485、894番488から894番490まで、894番492、894番503、894番504、894番512から894番514まで、894番516、894番518から894番520まで、894番528、894番529、894番569、894番571から894番588まで、894番591から894番610まで、894番620から894番625まで、894番641から894番650まで、894番666から894番685まで、894番712から894番714まで、894番724から894番727まで、894番730から894番734まで、894番770から894番775まで、894番784から894番791まで、894番796から894番802まで、894番804、894番806から894番811まで、894番817、894番822から894番824まで、894番833、894番834、898番1

同 市細川町垂穂字小屋谷908番、909番、909番1、909番2、910番、910番1から910番3まで、911番から919番まで、920番1、920番2、921番から923番まで、923番1、923番2、924番、925番、925番1、925番2、926番、926番1、927番、928番、928番1から928番6まで、929番、929番1から929番3まで、930番、932番、932番1から932番4まで、933番から937番まで、938番1、938番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市細川町垂穂894番地の60号

株式会社NESTA RESORT 代表取締役 延 田 久武生

## 3 許可年月日及び許可番号

平成29年2月28日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-9-3号（28三木）

## 病 院 局 公 告

## 兵庫県立ひょうごこころの医療センターホームページ再構築業務の委託に係るプロポーザルの実施

兵庫県立ひょうごこころの医療センターにおけるホームページ再構築業務の委託業者をプロポーザル方式により募集する。

平成29年4月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長 田 中 究

## 1 プロポーザルの概要

## (1) 名称

兵庫県立ひょうごこころの医療センターホームページ再構築業務の委託に係るプロポーザル

## (2) 募集要領

別途配布する「兵庫県立ひょうごこころの医療センターホームページ再構築業務委託業者募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

## (3) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日までとする。

## (4) 履行場所

兵庫県立ひょうごこころの医療センター 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

## 2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

## (1) 事業実績のある者

ホームページの作成業務について、過去5年以内に200床以上の医療機関もしくは公的機関等での総合ホームページ受託実績があること。

## (2) 委託契約締結時に兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている事業者であること。

## (3) 直近の過去3年間に受託した業務において、行政処分を受けていない者であること。

## (4) 欠格要件のない者

法人及びその代表者が次のアからコまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 兵庫県から指名停止措置を受けている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

エ 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

カ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者

キ 国税及び県税を滞納している者

ク 本公告日から本公告に係る業務の委託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定す

- る観察処分を受けた団体に該当する者
- コ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- (7) 成年被後見人又は被保佐人
  - (8) 破産者で復権を得ない者
  - (9) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (10) 暴力団の構成員等
- 3 参加手続
- (1) 事務局
- 〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3  
兵庫県立ひょうごこころの医療センター総務部総務課（診療管理棟4階）  
電話（078）581-1013 内線 2621
- (2) 募集要領の配布
- ア 配布期間  
平成29年4月10日（月）から同月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- イ 配布場所  
上記(1)に同じ
- (3) 質問及び回答
- ア 質問方法  
質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、ファクシミリ又は郵送とする。
- イ 受付期間  
平成29年4月10日（月）から同月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成29年4月19日（水）必着とする。
- ウ 回答方法  
平成29年4月26日（水）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。
- エ 質問書提出場所及び回答閲覧場所  
上記(1)に同じ
- (4) 応募書類の提出
- ア 提出方法  
持参又は郵送とする。
- イ 受付期間  
平成29年4月24日（月）から同年5月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、平成29年5月12日（金）必着とする。
- ウ 提出場所  
上記(1)に同じ
- エ 提出書類  
募集要領に定める。
- (5) プレゼンテーション
- ア 応募書類を提出した者に対し、プレゼンテーションを求める。
- イ プレゼンテーションを開催する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。
- 4 当選者の選定、決定及び通知の方法
- (1) 選定方法  
選定は、「兵庫県立ひょうごこころの医療センターホームページ再構築業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (2) 決定方法  
委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。
- (3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立ひょうごこころの医療センターホームページ再構築業務の委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。